

鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月29日（金）第60号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則（※）	（建築課取扱い） 1
告 示	
○川内港港湾計画の変更の概要	（港湾空港課取扱い） 6

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第25号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「戸籍謄本又は戸籍抄本，法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に，「第3条の2及び第4条」を「第3条の2第2項及び第4条第1項」に改める。

第5条第1項中「第8条の2第1号」を「第8条の2」に，「場合においては」を「ときは」に改め，同条第2項を削り，同条第3項中「同条第3号に掲げる場合に該当する場合」を「第2号に係る部分」に，「別記第3号様式の7」を「別記第3号様式の6」に改め，「及びその旨を証する書類」を削り，同項を同条第2項とし，同項の次に次の1項を加える。

3 二級建築士又は木造建築士が法第8条第3号に該当するに至った場合において，本人又はその法定代理人若しくは同居の親族が，法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をするときは，業務を適正に行うことができない旨の届出書（別記第3号様式の7）に，病名，障害の程度，病因，病後の経過，治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して，これを知事に提出しなければならない。

第5条第6項中「木造建築士は，」を「木造建築士が」に，「第8条の2第3号」を「第8条の2第2号」に改め，「限る。）」の次に「若しくは第2項」を，「おいては」の次に「，当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては，当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第1条の2関係）

免許申請書

免 許 手 数 料
収 入 証 紙 貼 付 欄
(消印しないでください。)

私は、^{二級建築士}の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。
^{木造建築士}

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名

(署 名)

鹿児島県知事 殿

ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日生			
			性 別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>		
本 籍						写 真 貼付欄	
現住所	郵便番号 —		電話番号 — —				
試 験	二級建築士又は木造建築士試験に合格した時期 年						
	合格通知日	年 月 日	合格通知書番号	第 号			
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日						
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に 処せられたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日						
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二 級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときは、その日 年 月 日						
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期 間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造 建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで						
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当 たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>						
※ 審 査	収 入 証 紙	写 真 照 合	住 民 票 照 合	欠 格 審 査	合 格 者 名 簿 照 合	名 簿 登 録	免 許 証 発 行

※受付番号	※受付年月日	※登録番号	※登録年月日
第 号	年 月 日	第 号	年 月 日

備考1 数字は算用数字を用いてください。

2 ※欄は記入しないでください。

3 写真は、申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

4 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

5 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

別記第3号様式の5中「第8条の2第1号」を「第8条の2」に、「届出義務者」を「届出者」に改める。

別記第3号様式の6を削り、別記第3号様式の7中「第7条^{第3号}_{第4号}」を「第7条^{第2号}_{第3号}」に、「第8条の2第3号」を「第8条の2」に改め、同様式備考4を削り、同様式を別記第3号様式の6とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の7（第5条関係）

業務を適正に行うことができない旨の届出書

下記の者は、心身の故障により業務を適正に行うことができなくなったので、関係書類を添えて、建築士法第8条の2の規定により届け出ます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届 出 者 住所
氏名
建築士本人との関係

印

記

1	ふりがな 氏名					
2	生年月日	年 月 日生				
3	性別					
4	登録種別	二級建築士 ・ 木造建築士				
5	登録番号	第 号				
6	登録年月日	年 月 日				
※	受付印	※ 審査	関係書類 照合	名簿 照合	本人 確認	

備考1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 ※欄は、記入しないでください。

3 免許証又は免許証明書を添付してください。

4 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第544号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、川内港港湾計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の川内港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和元年11月29日

川内港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

港湾計画の変更の概要

平成元年12月27日鹿児島県告示第2219号によりその概要を告示した川内港港湾計画について、2030年代前半における取扱貨物量を160万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(1) 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
唐浜地区	12.0	1
	7.5	2
京泊地区	12.0	1

(2) 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
唐浜地区	12.0	22
京泊地区	12.0	3

2 外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長（メートル）
京泊地区	中防波堤	100

3 係留施設計画

(1) 岸壁（廃止）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用 途
京泊地区	公共用	7.5	1	一般船用

(2) 岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用 途
唐浜地区	公共用	12.0	1	一般船用
船間島地区	公共用	4.5	1	一般船用

なお、これに伴い、既設の防砂堤540メートルを撤去する。

4 廃棄物処理計画

地区名	廃 棄 物		海面処分・活用用地の 面積（ヘクタール）
	種 類	量（万立方メートル）	
京泊地区	しゅんせつ土砂	86	3

5 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
京泊地区	1
船間島地区	1

6 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
唐浜地区	4（4）	埠頭用地
京泊地区	3（3）	港湾関連用地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

7 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
唐浜地区	20（20）	埠頭用地
	1（1）	交通機能用地
	2（2）	緑地
京泊地区	15（15）	埠頭用地
	6（6）	港湾関連用地
	33（33）	工業用地
	1（1）	交通機能用地
	12（12）	危険物取扱施設用地
	1（1）	緑地
港町地区	4（4）	埠頭用地
船間島地区	5（5）	埠頭用地
	6（6）	港湾関連用地
	26（26）	工業用地
	2（2）	交通機能用地
	1（1）	緑地
久見崎地区	1（1）	埠頭用地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

8 その他の計画

(1) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設の種類
京泊地区	防波堤，小型栈橋
船間島地区	泊地，防波堤，物揚場

(2) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港湾施設の種類
唐浜地区	岸壁，泊地，航路・泊地

(3) 大規模地震対策施設計画

地区名	港湾施設の種類
唐浜地区	岸壁，緑地，道路

(4) 船舶の物資補給等への対応

地区名	港湾施設の種類
船間島地区	岸壁